

ウクライナ避難民の受入れ状況

◆ ウクライナからの避難民受入れ数

(令和4年3月2日(総理による受入れ表明日)～同6年12月31日時点・速報値)

2,736人

- ・男女別：男 799人、女 1,937人
- ・年代別：18歳未満 412人
18歳以上61歳未満 1,945人
61歳以上 379人
- ・入国時身元引受先なし 393人

◆ ウクライナ避難民の在留者数 (令和6年12月31日時点・速報値)

1,974人

【参考】令和3年末時点ウクライナ人在留者数 1,915人

政府全体の検討体制

- ◆ ウクライナ避難民対策連絡調整会議
- ◆ ウクライナ避難民の対応に関するタスクフォース

出入国在留管理庁の体制等

- ◆ 法務省ウクライナ避難民受入れ支援対策本部
- ◆ 出入国在留管理庁ウクライナ避難民受入れ支援対策PT
- ◆ 地方出入国在留管理官署ウクライナ避難民受入支援担当 (計66か所)

ウクライナ避難民への支援

◆ 在留資格について柔軟な対応

- ・「特定活動(1年・就労可)」に迅速に変更するなど、柔軟な対応

◆ ウクライナ避難民受入支援担当による相談対応

- ・避難民支援担当が各自治体と連携し、ニーズの把握、相談対応等実施

◆ 帰国支援

- ・個別の事情に応じ、ウクライナ本国や第三国への帰国(出国)費用を支援

◆ 身元引受先のないウクライナ避難民への生活費支援(※)

- ・生活費日額 2,400円(支援開始から最長2年間)を支給

※補完的保護対象者認定制度の施行日(令和5年12月1日)前に入国した避難民が対象

【参考】日本財団は、同財団の生活費支援対象者に対して帰国支援を実施

補完的保護対象者認定制度を活用したウクライナ避難民への支援

◆ 安定した在留資格

- ・補完的保護対象者と認定された場合、原則として「定住者(5年)」への在留資格変更が可能

◆ 定住支援プログラム

- ・補完的保護対象者に対しては、日本語教育や生活ガイダンスを受講できる「定住支援プログラム」を提供するなど我が国での自立に向けた支援を実施

◆ 相談窓口

- ・補完的保護対象者認定申請者及び補完的保護対象者向けの相談窓口を設置

- 補完的保護対象者認定制度の詳細については出入国在留管理庁HPに掲載 (https://www.moj.go.jp/isa/refugee/procedures/07_00037.html)

- 令和6年度の補完的保護対象者等への各種支援事業は公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部(RHQ)に委託して実施

- 支援の詳細についてはR HQのウェブサイトに掲載 (<https://www.rhq.gr.jp/jp2/>)